

○長岡崇徳大学施設の管理及び利用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、長岡崇徳大学施設の管理及び利用に関する規程第11条に基づき、その施行について必要な事項を定める。

(利用料)

第2条 学外者が利用することができる施設及び利用料は別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、施設管理責任者が認めた場合は、利用料を減免することがある。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、規定管理規程の定めによる。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(別 表)

施設名	人数・台数	m ²	利用可能時間	1時間あたり 利用料金 (円)
大会議室 A523	48 人	118.97	9:00~17:00	1,000
会議室 5-1	18 人	33.00		1,000
会議室 5-2	18 人	28.98		1,000
会議室 6-1	18 人	55.30		1,000
講義室 B301	80 人	180.61		1,000
講義室 B302	80 人	178.93		1,000
講義室 B303	80 人	181.15		1,000
講義室 C201	80 人	262.20		1,000
講義室 C202	40 人	90.68		1,000
講義室 C203	40 人	88.00		1,000
情報処理室 B304 (PC 利用)	PC50 台	144.68		1,500
体育館		432.00		1,500
グラウンド		8007.00		1,500
第 1 食堂	132 人	272.10		1,000
第 2 食堂	44 人	83.48		1,000
喫茶ラウンジ	108 人	126.72		1,000

※冷暖房費は1時間あたり 500 円 (冷房 6 月~9 月、暖房 11 月~3 月)